

知らなかったでは済まされない！

# 成人年齢引き下げと 相続

 相続・贈与相談センター®

アイリス税理士法人



# 相続・贈与相談センターのご紹介



相続・贈与相談センターは  
全国100地域の加盟会計事務所と  
相続コンサルタントにより  
構成された全国組織です。

個人と社長の**相続や事業承継の  
悩みに対応できる地域ナンバー1**  
事務所を目指しております。

各士業や企業との連携により、  
税法・不動産・保険等、相続・贈与に関する  
ワンストップサービスが受けられます。

# 書籍出版のご案内について

2021年9月に当事務所の代表税理士・城行永が共著した書籍が出版されました。相続の基礎知識や手続き、税金対策や新しく改正施行された法律などをご紹介します。ご興味お持ちでしたらお送りいたしますので、ぜひ、ご連絡いただくと幸いです。

令和最新版

プロが教える！

## 相続手続きと生前対策 ハンドブック



相続に関する様々な疑問を  
わかりやすく解説します！



はじめて相続に対処する人のための相続の基礎知識と、各種手続き方法、“節税・遺言・贈与”などの生前対策をやさしく解説しています。

相続    手続き    生前対策

アイリス税理士法人  
城 行永

ACCS  
ACCS Consulting Co., Ltd.

令和最新版 プロが教える！

## 相続手続きと 生前対策ハンドブック

4つのポイントでやさしく解説しています！

- 相続の基本を知ろう
- 相続トラブル事例
- 事前に確認しておきたい相続後の各種手続き
- 失敗しない生前対策

# 目次

- 1 相続の基礎知識のおさらい
- 2 成人年齢引き下げとは
- 3 成人年齢引き下げによる相続や  
贈与への影響
- 4 贈与の活用

※ 本来、相続が発生する前は、被相続人を「財産所有者」「資産家」「経営者」、相続人を「推定相続人」などと呼びますが、このセミナーの都合上、【被相続人】【相続人】で呼ばせて頂きます。また、相続税法や民法の適用には条件があります。

1

# 相続の基礎知識のおさらい



# ずばり相続とは？

相続とは、ある人が亡くなったときに、その人（故人）の財産を、特定の人が引き継ぐことです。そして、死亡した人を被相続人といい、財産を引き継ぐ権利がある人を相続人といいます。また、「特定の人」が引き継ぐとは、一定の親族関係にある者が財産上の権利・義務を引き継ぐことを意味します。

被相続人



渡す方、死亡された方

財産の引継ぎ

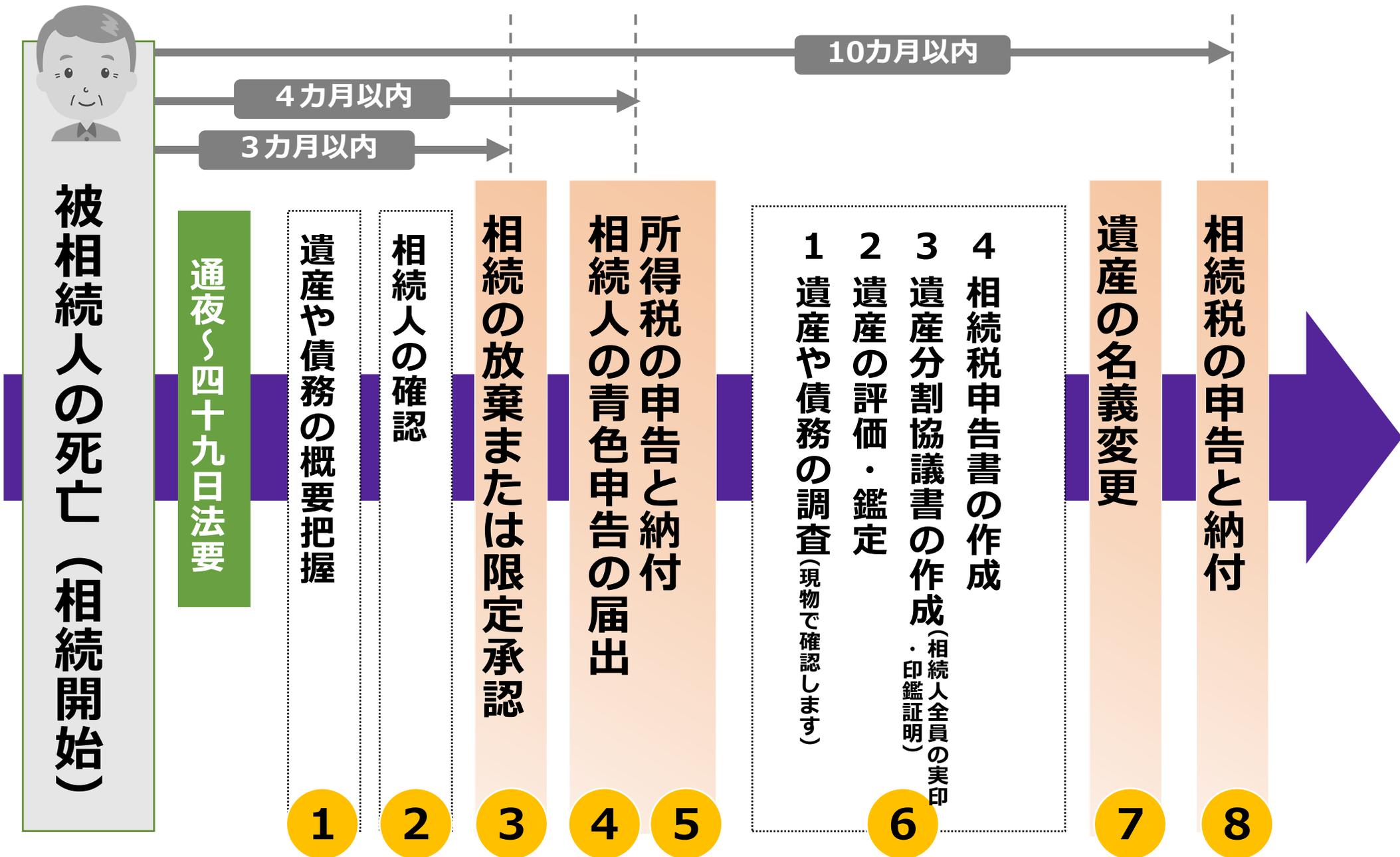
相続

相続人



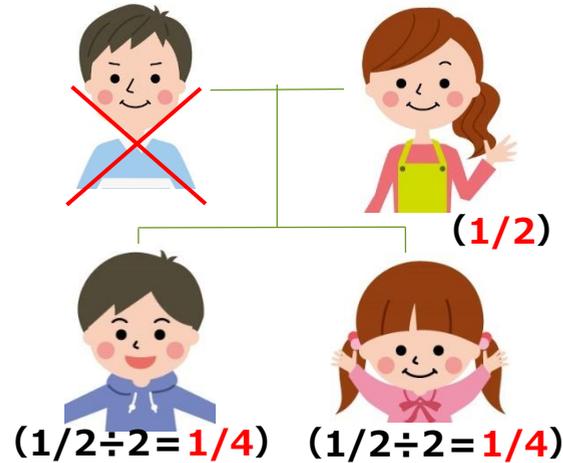
受け取る方、配偶者や  
子供などの親族

# 相続開始から相続税申告までの手続き



# 誰がどのくらい相続できるのか？

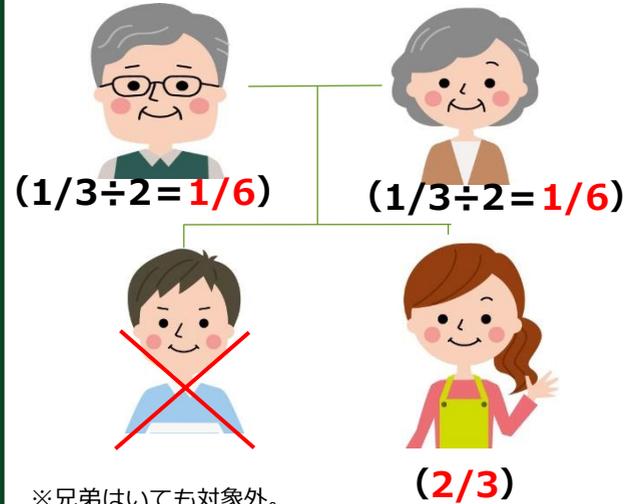
## ①妻と子2人の場合



※親・兄弟はいても対象外。

## ②妻と親の場合

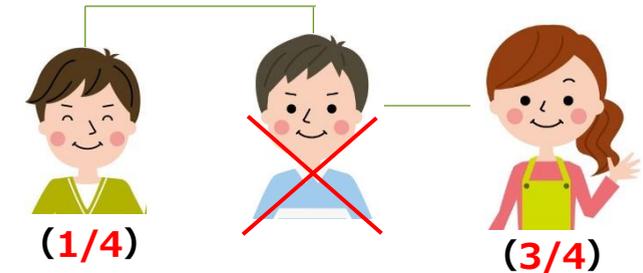
※子供がいない場合。



※兄弟はいても対象外。

## ③妻と兄弟姉妹の場合

※子供・親がいない場合。



『夫』の財産が**6,000万円**だとすると……

妻：6,000万円×1/2 = 3,000万円  
子：6,000万円×1/4 = 1,500万円

妻：6,000万円×2/3 = 4,000万円  
親：6,000万円×1/6 = 1,000万円

妻：6,000万円×3/4 = 4,500万円  
兄：6,000万円×1/4 = 1,500万円

**妻は必ず相続。それ以外は子供→親→兄弟の順で相続。**

# 相続税がかかる財産、かからない財産

相続税で課税される財産は以下のように分類されます。

## 課税される財産

- ① 本来の相続財産
- ② みなし相続財産
- ③ 相続開始前3年以内の贈与財産

## 課税されない財産

非課税財産

## 財産の価額から控除するもの

債務・葬式費用

# 知らないと損をする制度がある

- 贈与税の特例
- 小規模宅地等の特例
- 夫婦間の居住用不動産の贈与
- 配偶者居住権
- 特別寄与料
- 遺言の法務局預かり制度



**どの制度を利用するかは専門家と相談しましょう！**

2

## 成人年齢引き下げとは





# 成人年齢引き下げとは

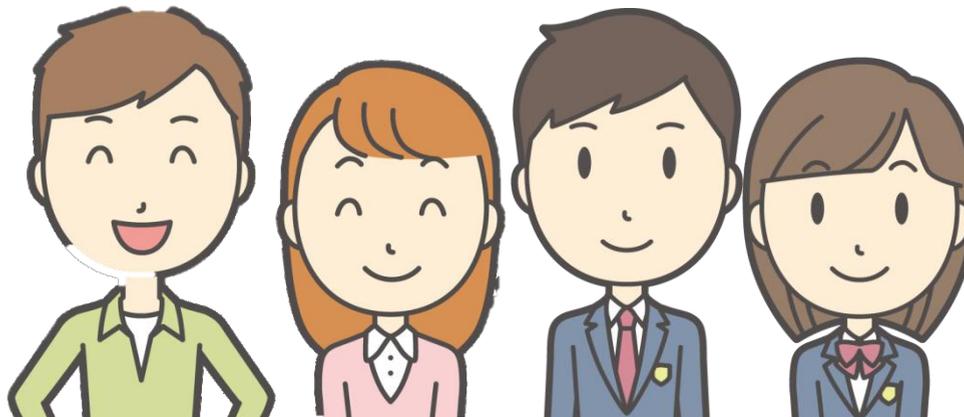
明治時代から約140年間、日本での成年年齢は20歳と民法で定められていました。この民法が改正され、2022年4月1日から、成年年齢が20歳から18歳に変わります。これによって、2022年4月1日に18歳、19歳の方は2022年4月1日に新成人となります。

～2002年4月1日  
生まれ



20歳の  
誕生日に成年

2002年4月2日  
～2004年4月1日 生まれ



2022年4月1日に成年

2004年4月2日  
生まれ



18歳の  
誕生日に成年

3

## 成人年齢引き下げによる相続や 贈与への影響



# チェックシート

- 親などの体調が不安で、早めに財産承継を検討したい
- 後世にできるだけ多くの資産を残してあげたい
- 過去に相続税の未成年者控除の適用を受けたものがある
- 2022年3月31日より前に、贈与を含め生前対策や遺産分割対策を行ってきたが、2022年4月1日以降で18歳以上にあたる相続人がいる
- 本改正が、自分にどのような影響があるわからないが、まずは専門家に相談してみたい

**上記一つでも該当する方は、相続・贈与で影響を受ける可能性があります。**

## ① 遺産分割協議に単独で参加できる

遺産分割協議とは、亡くなられた方の相続財産の分割方法について相続人全員で話し合い決めることです。成立には相続人全員の同意が必要になりますが、18歳でも遺産分割協議に単独で参加できるようになります。

## ②遺言の証人になれる

**未成年者は遺言の証人又は立会人になつたり、遺言執行者になることができません。**

**2022年4月1日からは18歳以上の方は成人になりますので、遺言の証人、立会人、また遺言執行者になることができます。**

**なお、遺言書の作成自体は現状でも15歳から可能であり、今回の改正による影響はありません。（民法第961条）**

## ③ 相続放棄が可能になる

**相続放棄とは、被相続人（亡くなった方）の財産を一切相続しない（放棄）ことです。**

**2022年4月1日からは、18歳になっていれば自分で相続放棄の手続きをすることができます。**

## ④ 相続税の未成年者控除が変わる

相続税には「未成年者控除」という制度があります。財産を取得した法定相続人が未成年だと、相続額から一定額を差し引けます。この控除の上限が成人年齢引き下げにより縮小されます。

相続分の未成年控除の控除 上限額	2022年 3月31日まで	$(20\text{歳} - \text{相続や遺贈で財産を取得したときの年齢}(\ast)) \times 10\text{万円}$
	2022年 4月1日以降	$(18\text{歳} - \text{相続や遺贈で財産を取得したときの年齢}(\ast)) \times 10\text{万円}$

# 成人年齢引き下げによる相続への影響

## ⑤ 二回目の相続があった時の未成年者控除の計算にも影響

未成年者控除とは、一回受けたことがあると二回目の控除できる金額が減額されます。

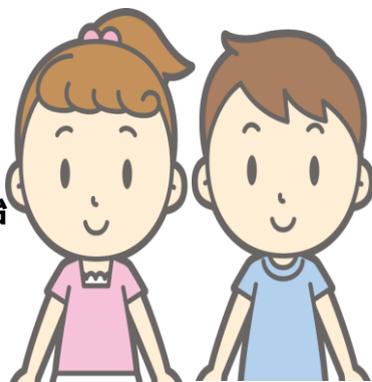
例

1回目

相続人6歳

2018年相続開始

相続税額  
60万円



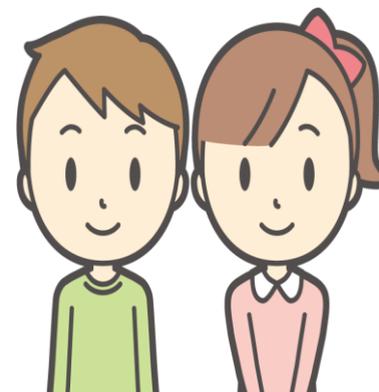
$(20\text{歳} - 6\text{歳}) \times 10\text{万円} = 140\text{万円}$   
 $140\text{万円} > 60\text{万円}$  全額控除

2回目

相続人11歳

2023年相続開始

相続税額  
50万円



少ない方の金額

$(18\text{歳} - 11\text{歳}) \times 10\text{万円} = 70\text{万円}$

$(18\text{歳} - 6\text{歳}) \times 10\text{万円} = 120\text{万円}$

$120\text{万円} - 60\text{万円} = 60\text{万円}$

# 成人年齢引き下げによる贈与への影響

## ① 暦年課税制度の特例税率が変わる

暦年課税制度とは、1年間に親や祖父母から贈与された財産の合計額が110万円を超えると課税されることです。この制度で計算する贈与税の税率には特例税率と一般税率の2つがあり、このうち「**特例税率**」は贈与する都市の1月1日時点で**成人している人が財産をもらった時に使う**ため、4月1日からは適用される税率が変わります。

4

## 贈与の活用



# 贈与を活用する

## 相続税法

- 「非課税枠」があり、特例もある  
(特例に関しては本セミナーでは割愛します)

## 民法

- 相続人に対しての贈与は相続開始から10年以内のものは遺産分割の対象とする  
(その他要件、相続人以外の贈与に対しては相続開始1年以内など規定有り)  
2019年7月1日施行

## その他

- 相続発生前に相続人に財産を渡して運用させることができる
- 納税資金になる

# 贈与のよくある勘違い

## Q 問題です

贈与の方法の一つに「暦年贈与」というものがあります。

「暦年贈与」は年間110万円以下であれば贈与税がかからないので、父から100万円、母から100万円贈与された場合、贈与税はかからない？

# 贈与のよくある勘違い

## A NO!

暦年贈与は、「贈与ごと」ではなく「受贈者1人」に対して計算されます。

今回のケースでは、

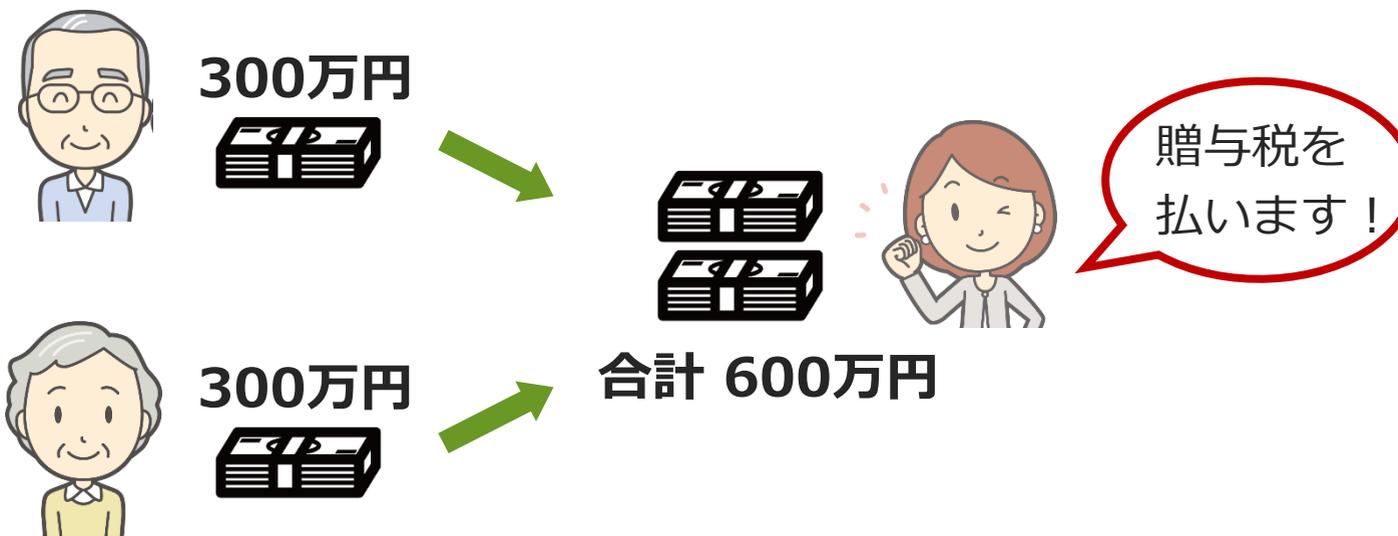
(100万円 + 100万円) - 110万円 = 90万円となりますので、90万円に贈与税がかかります。

※相続時精算課税制度やその他の贈与税の特例は上記に当てはまりません

解説は次のページに

# 贈与のよくある勘違い

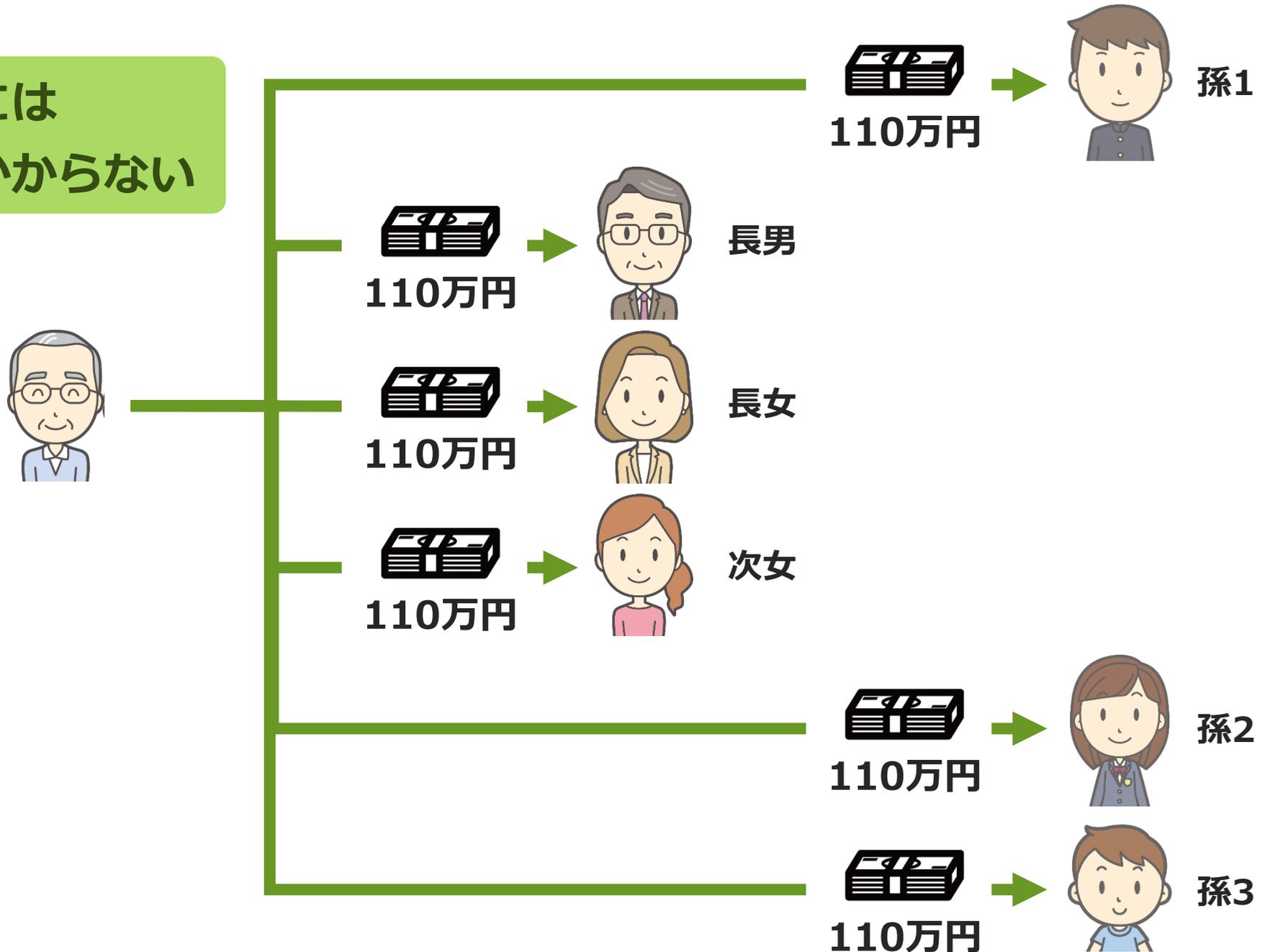
贈与税は受贈者ごと



$$\left( \begin{array}{c} \text{課税価格} \\ 600\text{万円} \end{array} - \begin{array}{c} \text{基礎控除} \\ 110\text{万円} \end{array} \right) \times \begin{array}{c} \text{贈与税率} \\ 30\% \end{array} - \begin{array}{c} \text{控除額} \\ 65\text{万円} \end{array} = \underline{82\text{万円}}$$

# 贈与のよくある勘違い

贈与者には  
税金がかからない



# 暦年贈与がなくなる？



## 暦年贈与のメリット

贈与税は贈与する金額が大きくなればなるほど税率も高くなります。110万円を控除した後の金額が200万円以下であれば10%。3,000万円を超えると55%もの税率になってしまいます。しかし、年間110万円までの贈与なら暦年贈与という方法を適用することで非課税とすることが可能です。

## 暦年贈与がなくなる？

税制は毎年改正されますが、「暦年課税に関する税制」の大幅な改変が検討されており、動向に注目が集まっています。まだ定かではありませんが、今後「暦年贈与の廃止」の可能性ががあります。

# 相続後のご自身の生活も大事にしてください

相続人全員が安心して暮らせる計画をたてるのが、「相続」です。税金や今後の生活、そして法律に十分配慮し計画をたてましょう。



# 相続は専門家に相談しましょう

本日ご紹介した例はあくまでも一例です。

相続は税制面でも人間関係でも予想以上に問題になりやすいので、「自分たちは大丈夫」と思わずに一度専門家への相談をしましょう。



税理士は、相続の問題を親身に解決する身近な相談役です

**「まずは相談を！」**

# お問い合わせ

お電話でのご相談・ご質問はこちら

東京事務所

 **03-5436-3737**

福岡事務所

 **092-733-1840**

 相続・贈与相談センター®  
アイリス税理士法人